



日本DPO協会 第32回個人情報保護セミナー

～個人情報保護法の3年ごと見直しに対する産業界の意見について～

2024年10月24日

株式会社日本総合研究所
若目田 光生



若目田 光生（わかめだ みつお）

株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト

一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会
企画部会 データ法制WG主査

一般社団法人データ社会推進協議会 理事 利活用促進委員長

プライバシーテック協会 アドバイザー

1988年NEC入社。金融機関向けITソリューションのエキスパートとして、大規模システムや新規サービスの開発を担当した後、全社のビジネスインキュベーション、ビッグデータ事業の立上げに従事。

AIやデータ利活用の推進に従事する反面、プライバシーや人権課題の重要性を強く認識、専門組織（デジタルトラスト推進本部）を立上げると共に社内外への発信、啓発、政策提言を開始。

現在は、経団連データ法制WG主査、データ流通推進協議会理事などの活動を通じ国のデータ流通政策に関わるとともに、日本総研において官民データ流通に関するコンサルティングに従事する。

関連する主な社外活動

- 産業競争力懇談会 「IoT時代におけるプライバシーとイノベーションの両立」テーマ推進リーダー
- 公益社団法人企業情報化協会 **ビッグデータ戦略的ビジネス活用コンソーシアム企画委員**
- IoT推進コンソーシアム データ流通WG 「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」構成員
- 個人情報保護委員会 「カメラ画像の利活用の在り方検討会」委員
- IoT推進コンソーシアム データ流通WG 「データ連携サブワーキンググループ」構成員
- 経産省 「官民データの相互運用性実現に向けた検討会」構成員
- 総務省・経産省 **「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」構成員**
- 総務省・経産省 「データポータビリティに関する検討会」委員
- 経団連21世紀政策研究所 「データ利活用と産業化プロジェクト」研究員
- 一般社団法人 科学技術と経済の会 「データ利活用とサービスイノベーション」幹事
- 経産省 「AI・データ契約ガイドライン検討会」委員
- 総務省・経産省 「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会・金融データWG」構成員
- IoT推進コンソーシアム 「安全なデータ流通における技術と法の研究会」構成員
- 文部科学省 科学技術・学術審議会 **情報委員会 委員**
- 経産省 「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」委員
- (SIP)第2期 「スマート物流サービス」評価委員
- 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 客員所員
- 国土交通省 「One ID導入に向けた個人データの取扱検討会」構成員
- 総務省 「タイムスタンプ認定制度検討会」構成員

関連する主な社外活動

- 内閣官房IT室 「採用検討委員会」 委員
- 総務省 「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」 構成員
- 国税庁・観光庁 「自動販売機型輸出物品販売場に設置する自動販売機に関する協議会」 委員
- 内閣官房IT室 「データ戦略タスクフォース トラストに関するワーキングチーム」 構成員
- 経産省 「データの越境移転に関する研究会」 委員
- デジタル庁 「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」 オブザーバ
- 文部科学省 「研究データエコシステム構築事業推進委員会」 委員
- 東京都 「東京データプラットフォーム協議会 トラスト検討ワーキンググループ」 有識者委員
- 総務省 「電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」 関連団体メンバー
- 総務省 「プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG」 オブザーバ
- デジタル庁 「デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル」 検討メンバー
- 日本フランチャイズチェーン協会 「酒類・たばこの年齢確認に関するデジタル成人認証検討会」 有識者委員
- 一般社団法人フィジカルインターネットセンター 「SIPスマート物流サービス成果物利活用検討会」 委員
- 文部科学省 「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想（ロードマップ2023）」 審査員
- 総務省 「情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用に係る調査」 有識者会議座長
- 総務省 「eシールに係る検討会」 構成員
- デジタル庁・経産省 「国際データガバナンス検討会」 構成員
- OECD 「DFFT Expert Community」 メンバー
- 経産省 「産業データサブワーキンググループ研究会」 構成員
- 個人情報保護委員会 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」 構成員

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る産業界の対応経緯

- 2023年11月15日「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表、「個人情報保護に係る主要課題に関する海外・国内動向調査」
- 12月15日 関係団体ヒアリング：一般社団法人新経済連盟、一般社団法人日本IT団体連盟
- 2024年1月31日 関係団体ヒアリング：一般社団法人日本経済団体連合会
- 3月22日 自民党デジタル社会推進本部「産業界におけるデータの取り扱いについて」3団体ヒアリング
- 4月4日 自民党デジタル社会推進本部「個人情報保護法の3年ごと見直しに対する意見」8団体連名（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、新経済連盟、日本IT団体連盟、Fintech協会、シェアリングエコノミー協会、プライバシーテック協会）
- 4月11日、18日、24日 自民党デジタル社会推進本部 指摘事項フォローアップ
- 4月24日 第281回委員会「個人情報保護法の3年ごと見直しに対する意見」8団体連名
- 4月24日 デジタル社会構想会議「個人情報保護法に関するビジネスの現場からの声～デジタル社会実現に向けた視点から～」

個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る産業界の対応経緯

- 4月24日 デジタル社会構想会議「個人情報保護法に関するビジネスの現場からの声～デジタル社会実現に向けた視点から～」
- 4月3日～6月13日 有識者ヒアリング
- 5月29日 経団連「個人情報保護と利活用に関するセミナー」
- 5月30日 経団連デジタルエコノミー推進委員会「個人情報保護法の3年ごとに見直しおよび個人情報保護委員会に対する意見」
- 6月27日 「いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理（案）について」～7月29日パブコメ
- 7月5日 個人情報保護委員会事務局人事
- 7月23日 自民党デジタル社会推進本部 中間整理について
- 7月24日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごとに見直しに関する検討会」アナウンス
- 7月31日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごとに見直しに関する検討会」第1回検討会開催
- 9月5日 第2回検討会開催 パブコメ結果、今後の検討の進め方 9月26日（第3回）、10月11日（第4回）
- 10月16日 第304回個人情報保護委員会「個人情報保護法のいわゆる3年ごとに見直しの検討の充実に向けた視点（案）」
- 10月18日 DSA・JILIS共催「個人情報保護法シンポジウム」

総括的意見（パブコメ）

意見

中間整理の位置づけについては、わが国が直面する諸課題の解決や国際的なデジタル競争力等の事情も踏まえ、デジタル社会やデータ利活用の在り方を展望した俯瞰的な内容にすべき。

理由

Society 5.0 for SDG の実現には、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠である。しかし、デジタル競争力ランキングでは我が国のデジタル化の遅れ、データの利活用の遅れが示され、また、経団連での調査では特にステークホルダー間のデータ連携の遅れが認識されている。

また、技術の進化、複雑化する社会情勢、多様化する価値観やそれに対応する新たなサービスなど変化が激しい状況において、個人の権利の保護と利活用について全てを厳格な規制で定義することに限界もある。一般法としての個人情報保護法においては事前規制として考え方が明確ですべての関係者が理解しやすいものであるべきであり、新たな技術やニーズに対してはアジャイルで事後的な規制との適切なバランスを展望すべきである。

それらを踏まえると、本中間整理の位置づけや課題認識の視座が近視眼的であり、デジタル社会における個人の権利利益の保護と個人データの利活用に関する俯瞰的な規律のあり方を展望する内容とは言い難い。真にデジタル社会に求められる一般法としての個人情報保護法の在り方や個人情報保護委員会の在り方を議論するための中間整理となることを期待する。

検討会における発言骨子

- ・本来パブコメの意見も踏まえて、この会議の在り方、優先検討課題などを決めるべきではなかったか。
- ・データ社会といわれる今日、この法律がそもそも何を保護すべき法律かという共通の理解が無くまずは法の目的までさかのぼった議論の必要性を深く感じる。
- ・中間整理では、「その他」として最後のページに「個人情報等に関する概念の整理」といった根幹の論点こそ重要。むしろその議論から進めて土台を固めた上で、今回テーマとしたサンクションの在り方の議論や「このものの個人情報等に関する規律」、「生体データの取り扱い」といった個別の議論を進めるべき。
- ・消費者団体からは、主にターゲット広告等個人の行動識別、トレースに基づく活用方法への懸念が示されたが、個人情報の取得そのもので収益化しようとする事業者は必ずしも多くはないのではないか。
- ・生活者の行動や需要を正確に把握するということは、例えば無駄なものをつくらず廃棄ロス、フードロス削減、加えて適正な物流計画や共同配送のような、いわゆる物流クライシスといわれる労働力不足の問題にも貢献。無駄なトラックを走らせる必要がなくなれば、CO2削減にもつながる。移動の需要予測は運転手が不足する地方交通の維持にもつながる。需要の把握や予測のためには個人データや、その分析やAI活用が貢献する。
- ・社会をよくするためには個人データを、農業、製造業、物流、小売、行政など様々なステークホルダーで共有することが必要で、まさに中間整理にて論点とされている第三者提供の在り方にもつながりる。
- ・企業は単に消費者の行動を暴きたいわけではなく、個人情報の活用や技術開発により社会貢献したいと考えており、これが経団連などが述べていたイノベーションであり、企業のデータ活用の在り方である。消費者団体と経済団体の意見がかみ合っていない背景の一つである。

今後の検討の進め方

(「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて)

- 意見募集（6/27～7/29）においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様な御意見が寄せられたところ。
※ 1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）又は個人（1,659者）の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度

- ◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

その他の主要個別論点

- ◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般

- ◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

関係府省との連携強化

- ◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進
- ◆ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

国際連携の強化

- ◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年（2021年）個人情報保護法改正の全面施行（令和5年（2023年）4月）を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続
- ◆ 新たに発足したグローバルCBPR（Cross-Border Privacy Rules）の枠組みも推進

デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート

個人情報保護法の構造

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

※個人情報保護法第1条

事業者の
ガバナンスを基礎

必要最小限度の規
律を定める一般法

事後チェック型の
仕組み

「個人データ」に
着目した規律

本人関与による
適正な取扱いの確保

事業者内における
適正な取扱いの確保

デジタル化の進展などの環境変化

デジタル化による新たな利活用のニーズ

デジタル化による新たなリスク

その他の主要個別論点

意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

こども、生体データ、リスクに応じた漏えい等報告、統計等利用、契約履行等に係る特例

中間整理に対して寄せられた幅広い御意見

課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度

「個人情報保護法のいわゆる3年ごとに見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

直ちに対処すべき課題

制度の基本的在り方

個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項についての議論を開始、視座を確認
(事務局においてヒアリング等を開始)

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般

透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

スケジュール（イメージ）

対応事項	令和 6 年（2024年）		
	10月	11月	12月
委員会	10/16 第304回 検討の充実 について報告	個別論点の検討状況等 について報告・検討	
検討会 （課徴金・団体訴訟等）	10/11 第 4 回	報告書取りまとめ（年内）	
関係府省・ ステークホルダー との継続的な議論	随時実施		
	関係の深いステークホルダーとの透明性・継続性のある議論の場の開催に向けた検討		
	事務局ヒアリング		
	データ関係省庁等との連携に向けた検討		
データ利活用の 実態・ニーズ把握	随時実施		

10月18日緊急開催：DSA、JILIS共催 シンポジウム

◆個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて(仮) 芦田光暁（個人情報保護委員会事務局 企画官）

◆第1部：包括的ディスカッション「デジタル社会におけるデータ利活用と個人の権利と利益の保護に関する俯瞰的な規律のあり方とは」

●登壇者

- ・穴戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- ・鈴木正朝（情報法制研究所理事長、新潟大学法学部教授）
- ・古谷由紀子（サステナビリティ消費者会議 代表）
- 司会 若目田光生（データ社会推進協議会理事）

◆第2部：利活用起点ディスカッション「AI社会に求められるパーソナルデータ活用と法規制のあり方とは」

●登壇者

- ・板倉陽一郎（情報法制研究所理事、弁護士）
- ・高木浩光（情報法制研究所副理事長、国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員）
- 課題提供者
- ・武田浩一（国立情報学研究所 大規模言語モデル研究開発センター 副センター長）
- ・瀧俊雄（株式会社マネーフォワード グループ執行役員CoPA Fintech研究所長）
- ・竹之内隆夫（データ社会推進協議会秘密計算活用WG主査、プライバシーテック協会事務局長）
- 司会 徳島大介（データ社会推進協議会プライバシー研究WG主査）

◆ラップアップ

●登壇者

- ・議論総括：若目田光生（データ社会推進協議会 理事）
- ・コメント：佐脇紀代志（個人情報保護委員会 事務局長）

シンポジウムのラップアップ

ステークホルダー間の大きな目標は共通であり、そのために
検討の視点を整理し、**基本的事項の議論が開始されること**
を歓迎する

全ての国民のわが国の諸課題に対峙する為に個人情報適正
な利用や連携は必要、

①**包括的な議論**によりデジタル社会における個人の権利利益の
保護と個人データの利活用に関する**俯瞰的な規律のあり方**が展
望されることを期待する。

②**基本的事項についての議論**により、一般法としての個人情報
保護法が全ての関係者にとって理解しやすいものとなり**視座が一**
致することを期待する。

シンポジウムのラップアップ

個人情報保護政策が踏まえるべき**基本的事項**についての
議論の結果を踏まえた個別論点の議論が必要ではないか

「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」
は、デジタル社会における個人の権利利益の保護と個人データの
利活用に関する俯瞰的な規律のあり方を展望し、ステークホ
ルダーの視座を一致させる為にも重要な視点である。

具体的制度設計の在り方や優先順位、緊要性等についての結
論を得るための共通の視座でもあり、**検討の体制、順番、スケジ
ュール、タスク間の関係性など全体フレームワークの整理が必要
ではないか。**

シンポジウムのラップアップ

個人情報保護法制の見直しに対するインプット（要件）として、**わが国の優先課題を起点した骨太且つエビデンスに基づくデータ戦略**が必要ではないか

- 発生事案の分析
- 技術の進化と関連規制動向
- 優先課題と関連政策
- 国際情勢
- ビジネスモデルや事業環境の変化
- 国・地方の行政機関の環境の変化
- 生活者の価値観の変化と多様化

シンポジウムのラップアップ

企業と消費者側の認識のギャップがある現状、個別論点に止まらず課題を共に考える場の構築や、消費者団体の支援や育成、消費者志向経営の促進、インセンティブなど**総合的な施策を並行して行うべきではないか**

消費者が被害と感じる状況は多様である。情報漏洩に止まらない消費者の多様な不安や不満、求める救済、多様な価値観や価値観の変化などを吸い上げる仕組みや場の設置

形式的なマルチステークホルダーではなく、商品・サービス開発におけるプライバシー要件やリスク対策などにおける消費者関与など真の消費者志向経営

消費者が適切な取り組みをしている企業を評価する仕組みやインセンティブ設計

それら総合的な議論を踏まえた上にサンクションの個別の検討があるべきではないか。



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

個人情報保護法の3年ごと見直し に対する意見

2024年4月4日

(一社) 日本経済団体連合会
日本商工会議所
(公社) 経済同友会
(一社) 新経済連盟
(一社) 日本IT団体連盟
(一社) Fintech協会
(一社) シェアリングエコノミー協会
プライバシーテック協会

- データドリブン社会を構築する上で、個人の権利利益の保護と利活用の両立が極めて重要
- 個人情報保護法の見直しにあたっては、運用で齟齬を来すことのないように、個人はもとより、事業者を含む、わが国経済社会全体の広範なステークホルダーとの双方向かつ丁寧なコミュニケーションを行うべき

要望①：個人データ等の定義の明確化

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「個人情報」「個人データ」「個人情報関連情報」「保有個人データ」「匿名加工情報」「仮名加工情報」等、複数の定義が乱立
- 取扱事業者等は、「個々の情報がどれに該当するか」「規律の何が重複し、何が違うのか」など、必要な対応の峻別・判断に苦慮。取扱いに当たって混乱が発生
- 加えて、先般の改正電気通信事業法において、特定利用者情報に関する規律等も創設されるなど、一つの情報に複数のラベリングがなされている場合、管理が煩雑になり、理解も困難

【要望】

- 個情委は、国民・利用者の視点に立って、一層複雑に錯綜する「個人データ」等の定義を整理、明確化すべき

要望②：「3年ごとの見直し」について

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「3年ごとの見直し」が規定
- 3年というスパンで、アセスメントが不十分、あるいは規制対応に追われ利活用が進まないまま、新たな規制が追加され、実質的に利活用ではなく規制強化のみが繰り返されることを懸念

【要望】

- 機械的に「3年ごとの見直し」を行うのではなく、「3年後めどの見直し」とすべき
- そのうえで、まず法改正・規制強化ありきではなく、累次の法改正施行状況に関するアセスメントを徹底し、その結果を踏まえた見直しの要否も含め、透明性の高い検討を前広に進めるべき

要望③：漏えい等報告等の負担軽減

【現状／課題】

- 漏えい等報告の目的と効果が不明
- 事業者は、漏えい等報告や本人への通知に相当のリソースを割かざるを得ず。とりわけ「漏えいのおそれ」に該当するか否か判断する際、自ずと報告対象が広がり、過度な負担が発生

【要望】

- まずは、本法に基づく漏えい等報告によってこれまで蓄積されたデータベース（例：漏えい等報告の実態や報告の活用状況等）を踏まえ、エビデンスに基づき、検証した結果を公表すべき
- その上で、制度の趣旨・目的に照らしつつ、リスクベースアプローチによる合理的な範囲に報告対象を絞り込むなど、現在の報告・通知の在り方を見直すべき

要望④：本人同意を要しない第三者提供・利活用

【現状／課題】

- 同意取得の例外が認められる範囲が極めて限定的。契約履行・不正利用防止・公益等が目的でも本人同意が求められることから、データ利活用を著しく阻害

【要望】

- 同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
- 例えばEHDS (European Health Data Space) によりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人情報を保護する制度の在り方も検討すべき

要望⑤：課徴金および団体訴訟制度の導入反対

【現状／課題】

- 個人情報取扱事業者は個人情報保護法を遵守（法第42条に基づく命令が発出された事例はなし）
- 然るに、今般の3年ごと見直しに向けた検討においては、課徴金および団体訴訟制度の導入も議論の俎上に上っているところ

【要望】

- 小規模事業者を含め、企業の個人データの活用を萎縮させるおそれがあることから、個人情報保護法への課徴金および団体訴訟制度の導入には、強く反対

Appendix

1. 漏えい等報告・本人通知に関する事例

(1) 事業者の負担に鑑みた報告・通知の必要性・妥当性

- サイバー攻撃について、「おそれのある事案」をすべからず報告するのは過度な負担
 - 「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」の場合、1件でも報告対象とされるのは過度な負担
 - 漏えい等のおそれに係る事案では、技術や状況を総合的に勘案し、第三者に閲覧等されていないと評価できる案件でさえ、「第三者に閲覧されていないことが100%保証されるか」という極めて厳密な評価運用によって、報告対象に
- 他者（顧客等）に帰責性がある場合も事業者が報告する義務
- 1件でも本人通知できない場合には公表する義務

(2) 非現実的な報告期限

- 報告期限の「速やか」の目安は、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内

(3) 逆効果となりかねない本人通知義務

- 本人に確実に到達する手段がない場合（連絡先情報が改ざんされた可能性がある、本人確認が行われていない等）では、不確かな連絡先に通知することにより新たな漏えいが発生するおそれがあり、かえって本人の権利利益を損なうことも

(4) 不明瞭な公表の趣旨・目的

- 個情委の不透明な判断基準によって監督権限が行使されることで、事業者のブランドイメージが毀損されるおそれ

2. 本人同意に関する事例

(1) ヘルスケアデータの利活用阻害

- 前回の法改正に伴い、製薬企業が実施する一部の研究は「公衆衛生の向上に特に資するもの」と位置付けられたところ。ただし製品開発は対象外
- しかし、公衆衛生例外の利活用目的が例示されたQ&Aには「本人の同意を得ることが困難であるとき」や「研究結果を広く共有・活用すること」など、様々な要件が課されており、特許の取得は許されないことから、製薬企業等にとって、例外規定を踏まえた利活用はほぼ不可能

(2) 不正検知情報の利活用阻害

- なりすましや不正アクセス、カード不正利用や詐欺事案などに関連する個人データ等を不正行為の防止を目的として他事業者と共有するためには、同意取得が必須
- また、事業者が不正を検知して対処した情報や、捜査事項照会がない事案についても本人同意なく警察への提供が不可能
- しかし、本人に同意を求めることは、利用目的に照らして不適切

(3) 利用者の同意疲れ

- 利用者が予見可能な範囲における情報の適正利用に関しても同意が必要

(例) ホテル等の予約に関するマッチングプラットフォームにおいて、ユーザーが予約することにより当該ホテル等に個人情報提供されることは当然予想されること。同意取得を必須としないことで、同意疲れの軽減に寄与



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

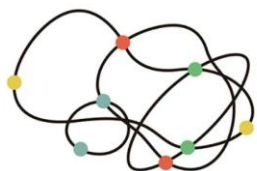
Keidanren
Policy & Action



新経済連盟
Japan Association of New Economy



日本IT団体連盟



SHARING
ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN



FINTECH ASSOCIATION
OF JAPAN



Privacy Tech
Association

個人情報保護法の3年ごと見直し および個人情報保護委員会に 対する意見

2024年5月30日

(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会

- I. 総論：個人情報保護法に対する要望
- II. 各論：「検討の方向性①～③」に対する課題認識
- III. 新技術への対応、新技術の活用
- IV. 個人情報保護委員会に対する要望

I. 総論：個人情報保護法に対する要望

- Society 5.0 for SDG の実現には、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠。しかし、様々なステークホルダー間や越境のデータ連携は道半ば
- データの適正な利活用によって、生活者価値を向上させるとともに、中長期的な企業価値を創出することを通じて、わが国経済社会を活性化させることが極めて重要。持続可能性という観点からは、新たな産業の創出等を可能とするエコシステムが不可欠
- 個人に関する情報区分の複雑化、各国・地域のデータ保護法制の相違、技術の進化による新たなリスクなど、保護と活用のバランスに係る複雑化に伴い、事業者の負荷が拡大
- 本検討を契機として、デジタル社会における個人の権利利益の保護とデータの利活用に関する俯瞰的な規律のあり方について、議論が深化することを歓迎
- 但し、今回の見直しのタイミングで数多の論点をすべて網羅的に議論し尽すことは困難。3年ごとの見直しという年限に形式的にとらわれることなく、丁寧かつ継続的な検討が必須

II. 各論：「検討の方向性①～③」に 対する課題認識

1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方①

(1) 不適正利用、不適正取得

- 不適正利用、不適正取得については、企業に過度な萎縮効果を生じさせないよう新たな技術の適用領域を斟酌し、範囲の明確化や適切な例示を行うべき

(2) 子どもの権益保護

- 子どもの権益保護は重要。事業者の負担や活用とのバランス等も十分考慮の上、個情法の枠組みに留まらず包括的な議論が必要

(3) 協力要請等への対応

- 金融犯罪の防止目的など、第三者提供が必要なケースや警察等からの協力要請に対応する際の開示対象データの定義等を明確化すべき

(4) 生体データ

- 生体データはその利用用途によって本人の権利利益に与える影響が異なることに留意する必要
- このため、具体的な利用用途や既に実装されているケースへの影響等も斟酌し、生体データ利用が本人の権利利益に与える影響に関する社会的コンセンサスを形成しつつ、適切な規制の在り方につき時間をかけて丁寧に議論すべき

2. 実効性のある監視・監督の在り方①

(1) 漏えい等事案の報告や本人通知の在り方

- 漏えい等報告の目的と効果が不明
- 事業者は、漏えい等報告や本人への通知に相当のリソースを割かざるを得ず。とりわけ「漏えいのおそれ」に該当するか否か判断する際、自ずと報告対象が広がり、過度な負担が発生
- まずは、本法に基づく漏えい等報告によってこれまで蓄積されたデータベース（例：漏えい等報告の実態や報告の活用状況等）を踏まえ、エビデンスに基づき、検証した結果を公表すべき
- その上で、制度の趣旨・目的に照らし、リスクベースアプローチによる合理的な範囲に報告対象を絞り込み、個人の権利利益が侵害されない場合の本人通知は不要とするなど、事業者負担に配慮し、現行制度の在り方を見直すべき

課題例：

- ① 「おそれのある事案」の定義、一定の条件等の例示
 - ② 「財産的被害が生じるおそれ」の定義の明確化、事例の充実
 - ③ 実態を踏まえた報告期限の見直し
 - ④ 責任の所在に応じた報告義務の差別化
 - ⑤ 不正の目的の漏えいにおける報告頻度の見直し
 - ⑥ 漏えい先で特定の個人を識別できない場合の漏えい報告、本人通知義務の見直し
 - ⑦ データ主体に確実に到達する手段がない場合の本人通知の在り方
- 等

2. 実効性のある監視・監督の在り方②

(参考) 企業から寄せられた具体的な課題

- 特にサイバー攻撃においてすべからく「おそれのある事案」を報告することは過度な負担。「おそれのある事案」の定義や一定の条件等を提示すべき
- 「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」の報告対象について、これまで判明した漏えい等の発生状況等进行分析した上で、それでもなお1件でも報告対象とすべきか慎重に検討すべき
- 報告期限の「速やか」の目安については個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内とされているが、過去の報告内容进行分析し適切に見直すべき
- 本人の権利利益保護の要請がない場合や特定の個人を識別できないケース、本人に確実に到達する手段がないケース等における漏えい等報告、本人通知義務を適切に見直すべき
- 技術や状況を総合的に勘案し第三者に閲覧等されていないと評価できる案件について「第三者に閲覧されていないことが確実に100%保証されるか」というゼロリスクではなく、状況に応じて合理的・合目的的に評価すべき
- 1件でも本人通知できない場合には公表しなければならない運用について、公表が求められるケースを重大な権利利益の侵害が生じるおそれがある場合に限定すべき
- 漏えい報告がサンクションとして捉えられる誤解もあることから、報告の円滑化の観点から報告義務の趣旨を明確にし、慎重に判断すべき
- 他者に帰責性があるケースに配慮すべき

2. 実効性のある監視・監督の在り方③

(2) 権限行使の透明性

- 行政調査や行政指導、公表といった権限行使の基準や手続きを透明化すべき

(3) 課徴金および団体訴訟制度

- 小規模事業者を含め、企業の個人データの活用を委縮させるおそれがあることから、個人情報保護法への課徴金および団体訴訟制度の導入には、強く反対

(1) 本人同意を要しない第三者提供・利活用

- 個人の権利利益の保護とデータ利活用を実質的に両立する観点からは、同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき

(例) クレジットカード不正や不正送金等の不正検知機能を高めるための第三者提供・情報共有の在り方等

- また、ヘルスケア分野については、本人の権利保護を担保する策を適切に講じつつ、入口規制から出口規制へ転換すべき
- とりわけEHDS (European Health Data Space) によりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人の権利利益を保護する制度の在り方も検討すべき

(2) 施行規則 / ガイドライン / Q&A

- 日々進歩する技術や新しいサービスの調査、事業者の実務や課題の継続的な把握により、適時適切に内容をアップデートすべき。また、明記することで適切な利活用が促進する、もしくは事業者の負荷が軽減される視点からのアップデートが望ましい
- 施行規則やガイドライン、Q&Aの更新に伴い、事業者に影響を及ぼす可能性がある場合は事前のコミュニケーションが必須

(3) 認証制度等の活用

- 個人データの利活用を促進するため、個人情報を適切に取り扱う事業者を認証する制度を活用し、認証を得た事業者に対しインセンティブを付与するなど、実益のある制度を設計すべき

(参考) ガイドライン / Q&Aについて企業から寄せられた具体的な課題

- いわゆる「クラウド例外」については、現在のQ&Aのアプローチに基づいて実務に定着し有効に機能しているところ、追加の条件等の付加には慎重を期し実務上の混乱なきよう進めるべき
- 個人情報保護委員会は事業者間の各種契約の記載例の提示などの支援を行うべき。記載例については、事業者の自主的な取組みを尊重し、定型的な契約文言を一律に強制しない旨、明記すべき
- 委託先が委託の範囲内で作成した統計情報を自社のために利用することなど、第三者提供の同意が取得できないケースにおける統計情報の活用に関する明確化
- 学術研究目的において個人データの第三者提供同意等の適用除外となるケースの例示の充実
- リモート手続きが増加している現状を踏まえ、金融分野で制限される口頭での同意を認める記載
- 匿名加工情報については、作成後、都度の公表ではなく、事前・包括的な公表も可能とする旨の明記
- 予め従業員からの包括的な同意を得ている範囲で、当該法人が従業員の個人データを第三者提供する際の取扱いの明記
- グループ会社間の個人データの第三者提供について、別途トレーサビリティが確保可能な場合には記録作成・保存義務及び個人データの受領に係る確認義務・記録作成義務が不要となることの明記。及び開示請求対象からの除外

Ⅲ. 新技術への対応、新技術の活用

(1) プライバシー保護技術（PETs）

- 秘密計算等のプライバシー強化技術による個人の権利利益の保護は実効性の高い施策であり、社会実装の促進に向けた運用体制や基準の検討、法制度の在り方も検討すべき
- 一定の保護がなされている個人情報第三者提供の規律緩和（秘密計算技術等により個人識別性を排除した上で、統計処理やAIモデル作成等を目的とする場合、研究開発や新たな価値創造を行う場合等）

(2) 生成AI等

- AIやクラウドサービス等の新しい技術の実装に係る個人の権利利益への影響については、初期段階から広範な関係事業者を包含した検討を行うべき
- 個人の権利利益の保護や事業者の負荷軽減に資するガイドラインやQ&Aの充実、適宜修正は歓迎。生成AIなど日進月歩で発展する新しい技術については、関係事業者も交えた検討を進めつつ、イノベーションや健全な成長を阻害することがないように、ガイドライン等の記載は必要最小限にとどめるべき
- 自動運転や映像解析AIの高度化、その他社会課題の解決に期待されるカメラ映像の大規模な収集・活用が進まず。目的や対象データに応じた取り扱いに関するガイドライン等の充実に加え、産官学間の流通や集約に向けた法制度や仕組みを検討すべき

IV. 個人情報保護委員会に対する要望

個人情報保護委員会に対する要望①

1. 個人データの保護と利活用に関する規律のグランドデザイン

- 政府は、技術の進展や国際的な動向、国の重点計画や各省庁の政策、事業者の実務や予見可能性、消費者の価値観の変化等に照らし、省庁横断的に、あらゆるステークホルダーと共に、中長期的なグランドデザインを検討すべき
- 個人情報委は、グランドデザインに基づく自らの政策・施策を立案・執行するとともに、PDCAを適切に回す仕組みを構築すべき

2. データ主体や社会の理解促進ならびに信頼獲得

- 個人情報法を「個人の権利利益の保護」と「データの円滑な利活用の推進」の双方を一元的にカバーする規範と位置付け、事業者やデータ主体が法の正しい理解を促進する取組みを強化すべき
- 適切な規律と執行、事業者の規律遵守と適正利用に向けた自主的な取組みの相互作用による信頼の好循環を形成すべき

個人情報保護委員会に対する要望②

3. 個人情報保護委員会の運営体制

- 3年ごと見直し等、国民全体、事業者全体への影響が大きい議論については公開形式で行う等、検討過程の透明性を高めるべき
- 個人情報委で蓄積されてきたデータ（漏えい等事案や報告等）については、十分なアセスメントを行った上で、事業者を含むステークホルダーに広く還元すべき
- 諸外国・地域の法制度に関する情報提供の充実、適時適切なアップデートをすべき
- 事業者が利用しやすい相談窓口の整備・拡充すべき

例：

- ・ 相談ダイヤルの充実（現体制では相談対応／解決できないケースも）
- ・ FAQ（よくある質問や回答等）の公開

4. 国際的なハーモナイゼーションに向けた取組み強化

- グローバルCBPRやDFFT（IAP等）等につき、有機的かつ実効的に推進する観点から、省庁間・官民・国際連携の具体的方策を検討すべき
- データローカライゼーションの抑止やガバメントアクセスの在り方につき、検討を深めるべき
- 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として指定する国の拡充を検討すべき

Keidanren
Policy & Action